

# 明治期における 京都府内の植生景観変化の背景

The Background of the Changes of Vegetation in the  
Meiji Era in Kyoto Prefecture

小椋純一

はじめに

- ①『京都府百年の年表』に見られる明治期の植生景観変化に関する事項
  - ②典拠文献等からわかる明治期における京都府内の植生景観変化の背景
- むすび

## 【論文要旨】

日本の植生景観は、有史以来、特に植生への人間の関わり方により大きく変化しながら今日に至っている。それは、たとえば第二次世界大戦後に特に顕著なスギやヒノキなどの人工林の急速な拡大、あるいはここ30～40年ほどの間のマツ林の急激な減少などの森林の樹種的な変化もあるが、その他にも明治期以降における里山の森林樹高の変化、あるいは草原の減少などもある。本稿では、京都府の場合を例に、文献から明治期における植生景観の変化の背景を考察したものである。

その結果、明治期における京都府内における植生景観の変化の大きな背景として、砂防事業の推進、山野への火入れ制限・禁止、植林の推進があったものと考えられる。そのうち、砂防については、明治4年以降に大々的な砂防事業が展開され、樹木の伐採や採草の制限・禁止などの措置がとられた。また、山野への火入れ制限・禁止も、森林の保護や拡大を主な目的としてなされ、それに対する規制は明治10年代よりかなり強くなっていった。また、明治初期より植林の奨励がなされ、それは山野への火入れ制限・禁止などで支えられることにより、明治後期にははだいに盛んになっていった。

これらのことにより、淀川流域の一部に存在したはげ山、農山村の採草地などとして存在した草原、あるいは燃料として利用された低木の柴地が減少していく一方、スギ・ヒノキを中心とした森林が拡大し、あるいは森林の樹木が高木化するなど、京都府内の植生景観に大きな変化が見られるようになったと考えられる。

## はじめに

日本の植生景観は、有史以来、特に植生への人間の関わり方により大きく変化しながら今日に至っている。たとえば、比較的近年では、第二次世界大戦後を中心にスギやヒノキなどの人工林が急速に増え、そうした森林が今では全森林面積の約4割を占めるに至っている。あるいは、ここ30～40年ほどの間に日本の南部の暖温帯地域ではマツ林が大幅に減少する一方、社寺の裏山などを中心にシイなどの照葉樹の増加が目立つところが増えてきている<sup>(1)</sup>。

また、明治の頃と今日とを比較してみると、かつては採草地などとして使われていた草原が大幅に減少<sup>(2)(3)(4)</sup>している。また、今日では森林と言えれば10m前後以上の高さがあるのがふつうであるが、明治前期の頃の関西や関東の森林の状態を調べてみると、高さが5mにも及ばない樹木からなる森林が少なくなく、また2～3m程度の森林も珍しくなかったものと考えられる<sup>(5)</sup>。そうした明治前期の植生景観は、京都近郊の江戸時代から室町後期における植生景観の考察などから、江戸時代の頃の面影を色濃く残すものと思われることから、近世以降の大きな日本の植生景観変化の原点は明治前期、あるいは明治後期も含む明治期にあるものと思われる<sup>(6)</sup>。

しかし、それでは具体的にどのような理由により、関西や関東などの日本の植生景観は明治以降大きく変化することになったのだろうか。ここでは京都府の場合を例に、明治期における植生景観の変化の背景を明らかにしたい。

### ①……………『京都府百年の年表』に見られる明治期の植生景観変化に関する事項

明治初期以降、植生景観が大きく変化した背景をさぐるために、京都府が府政百年の記念事業の一環として作成した『京都府百年の年表 3 農林水産編<sup>(7)</sup>』から、明治期の植生景観変化に関連があると思われる主な事項を抽出すると、表1ようになる。それらの内容は、表中の記載から大まかに山地・山林の保護に関するもの、官林に関するもの、植林に関するもの、肥料に関するもの、その他の五つに分け、記述の冒頭に●や◆などの記号を付して、それぞれがどのような内容のものかを示した（各記号の意味は表1中の凡例の通り）。また各事項の最後にある【 】内は、それぞれの事項の典拠文献を示している。そこに記された略称・略記は、『京都府百年の年表 3 農林水産編』に使用されているものである。

その表からわかるように、明治21年までは、植生景観の変化と関係のある重要な事項としては、山地・山林の保護に関するものが大部分を占める。また、官林関係として別の分類としたものも、明治前期についてはその内容は森林の保護に関するものである。その時期の森林保護に関する事項のうち、表の記述からもう少し具体的内容がわかるものとしては、森林伐採の制限・禁止（明治5年、9年、13年〈7・13、12・—〉）、草刈・採草の制限・禁止（明治11年〈2・—〉、15年〈9・6〉）、砂防に関するもの（明治6年、13年〈1・19〉、15年〈2・8〉、17年〈7・7〉、19年〈10・11〉）、山野への火入れを規制・禁止するもの（明治7年、11年〈2・—〉、13年〈7・12、12・

15)、16年、21年(3・一、3・29)などがある。これらのことからだけでも、特に明治前期の頃、淀川流域を中心とした京都府内の山地・山林の荒廃が大きな問題となっており、山地・山林の保護が急務の課題であったことをうかがい知ることができる。

一方、明治23年以降は、明治30年の砂防法および森林法の公布など、山地・山林保護についての事項も引き続き一部に見られるが、明治21年までとは大きく変わり、植林に関する事項が大きな割合を占めるようになる。その具体的な内容としては、明治23年の「天田郡細見村の長沢又三郎、スギ・ヒノキ5万本を植栽」といったものから、明治40年(4・3)の「改正森林法公布」まで、個人から国のレベルまでのさまざまなものがある。

ただ、表の記述からは具体的内容がわかりにくいものもあり、また表の記述により具体的内容がある程度わかるものについても、その詳しい内容については知ることができない。以下では、典拠文献の確認とその他の関連文献の考察により、明治期の植生景観変化の背景についてより詳しく明らかにしたい。

## ②……………典拠文献等からわかる明治期における 京都府内の植生景観変化の背景

ここでは、表1中の各事項の典拠文献や関連の文献の主なものテーマごとに見ることにより、明治期における京都府内の植生景観変化の背景について考えてゆきたい。ただ、『京都府百年の年表3 農林水産編』が作成されてから既に30年以上になることもあり、一部の典拠文献についてはそれを容易に確認できないものがある。一方、典拠文献の一部は、『京都府布達要約』などに転載されているものがある。そのため、できるだけ元の典拠文献を見るように努めたが、それらの転載されたものも一部利用した。しかし、それらの転載には一部不正確なところがある可能性があるため、そうした転載を本稿に引用する場合には、引用の最後に〈 〉記号内にその文献名を記すことによってそのことを示した。

なお、もとの文書はすべて縦書きであるが、ここでは横書きとしているため、たとえば「左ノ……」は「下ノ……」と読み替える必要がある。また、漢文体の文書で返り点のあるものは、それを省略した。また、異体字や略体字は今日の表記とした。

### 1 砂防関係事項

表1中には、明治前期を中心に一見して砂防に関する事項とわかるものが少なくないが、典拠文献を見ると、さらに砂防関係の事項が多いことがわかる。たとえば、表の最初の事項である明治4年2月の「山地開拓につき制限」は、『京都府布令書』から下記のような内容であることがわかる。

- 一 新規山々開拓之儀ハ宜シク土地之善悪ヲ察シ其有益ニ属スルモノハ畑園之類総而四方ニ畔ヲ構ヘ専ラ土砂之溢漏ヲ可防事
- 一 古来官許ヲ受ケ開拓致シ候畑園之類其溢漏之土砂ヲ防キ候儀前条同断ノ事
- 一 兀山之分ハ(旧幕中年々定手入有之並ニ鎌留ト唱ヘ候場所々々)旧制之通大小樹木下草等伐

表 1 『京都府百年の年表 3 農林水産編』から抽出した明治期の植生景観変化に関する事項 (その 1)

<p>凡例</p> <p>●：山地・山林保護 ◆：官林 ▲：植林 ★：肥料 ▽：その他</p>	<p>この年</p> <p>▽府、民・官林反別調査。【府庁文書 明16—58】</p>
<p><u>明治4年</u></p> <p>●2・— 山地開拓につき制限。【布達46号，府庁文書明4—9，府山林誌】</p>	<p><u>明治16年</u></p> <p>●3・— 府・山林火入規則制定（違背者は違警罪の適用を受ける）。【府山林誌】</p>
<p><u>明治5年</u></p> <p>●2・25〔4・2〕 村持山・私有林の濫伐を禁じ，小樹1反歩以上の洗伐は許可を要すると布達。【布達50号，府庁文書明5—5，府山林誌】</p>	<p><u>明治17年</u></p> <p>●7・7 淀川流域に係る諸山のうち砂害のない個所に限り諸作業差許し。【布達甲60号】</p> <p>●11・22 共有山林保護例制定。【布達甲120号】</p>
<p><u>明治6年</u></p> <p>●9・— オランダ人技師アレーケ来日。《日本》</p>	<p><u>明治18年</u></p> <p>●3・— 府，社寺境内木竹伐採心得を布達。【府山林誌】</p> <p>●8・— 府，共有山林保護規約模範をつくり各戸長役場に配布。【府山林誌】</p>
<p><u>明治7年</u></p> <p>●3・2 府，山林野の火入れの都度，戸長に届出ることを達す。【府令99号】</p>	<p><u>明治19年</u></p> <p>●10・11 内務省，淀川流域直轄砂防工事につき竣成地の立木伐採・土石掘取・採草放牧などの禁止を本府に訓令。</p> <p>●11・4 府，淀川流域内諸山において禁止事項を達す。【府令42号】</p>
<p><u>明治9年</u></p> <p>この年</p> <p>◆府，官林禁伐の制公布。【府山林誌】</p>	<p><u>明治21年</u></p> <p>●3・— 山野火入取締規則公布。《日本》</p> <p>●3・29 山野火入取締規則を制定（明19・3達項2号を廃止）。【布令33号】</p> <p>★11・2 東京人造肥料会社，過燐酸石灰肥料の生産開始。《日本》</p>
<p><u>明治11年</u></p> <p>●2・— 府・山林保護および入火取締等につき布達。【府山林誌】</p> <p>◆2・— 内務省，官林保護について達し，雑草採取の許可・鑑札なく官林へ立入ることを禁止。《日本》</p>	<p><u>明治23年</u></p> <p>この年</p> <p>▲天田郡細見村の長沢又三郎，スギ・ヒノキ5万本を植栽。明39の経済変動に際し全資産を造林に傾注し，明42には造林地130町歩を所有。【府山林誌】</p>
<p><u>明治12年</u></p> <p>▲2・6 人民所有地等荒地の開墾を奨励。【布達43号，府山林誌】</p>	<p><u>明治27年</u></p> <p>この年</p> <p>▲熊野郡農会，スギ・ヒノキの苗仕立場4カ所を設け，その一年苗を町村農会へ売却配布を決議。また共有地である草刈場・柴刈場の一部に5カ年計画で造林。【府農会報39】</p>
<p><u>明治13年</u></p> <p>●1・19 内務卿伊藤博文，淀川流域諸山の土砂防止のために立木伐採・採草・石材伐出・開墾等作業の取締りを本府に達す。1・28府，管内に取締りを移牒。【府庁文書明13—3，明16—58】</p> <p>●7・12 府，人民所有山および茅野秣場等火入の際は事前に所轄警察署・戸長役場に届出ることを重ねて達す。【府庁文書明13—3，府山林誌】</p> <p>●7・13 淀川流域民有地の立木伐採は1反歩50本以内でも伐木願を差出すよう達す。【布達290号，府庁文書明13—3】</p> <p>●12・15 郡区役所にあて濫伐・野焼きを禁じ閑地の造林を奨励。【布達47号，大阪日報明14・1・8】</p> <p>●12・— 民有山林の濫伐差止を厳達。【布達第47号】</p>	<p><u>明治28年</u></p> <p>▲3・26 与謝郡筒川村，植樹奨励規程を定める。【府農会報76】</p> <p>この年</p> <p>▲竹野郡吉野村大字芋野部落，水源涵養・基本財産造成を目的に10カ年計画でスギ・ヒノキの造林を開始。【府農会報76】</p> <p>▲熊野郡農会，スギ・ヒノキ苗仕立場を設置。【熊野郡誌】</p>
<p><u>明治15年</u></p> <p>●2・8 太政官布達第3号をもって民有林のうち国土保安に関係ある箇所の伐木を禁止（3月民有保安林の取調べを布達）。【布達3，36号】</p> <p>●9・6 淀川出張土木局，淀川流域草刈場は明文の有無にかかわらず草刈・採草を禁止。【府庁文書明16—58】</p>	<p><u>明治29年</u></p> <p>▲1・— 熊野郡農会，林業奨励規程を定める。【府農会報47】</p>

●2・17 南桑田郡篠村の村民130人、共有林の下草伐採禁止に怒り村役場に押しかけ警官の説諭で解散。【日出 2・19】

この年

▲北桑田郡弓削村の梶谷寛二郎、この年から明42までスギ・ヒノキを35万本植栽し植林面積80町歩に上る。【府山林誌】

★鈴木商店、初めて硫酸アンモニア5t輸入。《日本》

#### 明治30年

●3・30 砂防法公布。《日本》

●4・12 森林法公布（明31・1・1施行）。《日本》

★6・— 南桑田郡農会のこの年半年間の肥料の共同購入は総計9200円37銭。【府農会報62】

●8・— 府、従来の禁伐林を保安林に編入。【府誌 上、府山林誌】

●12・11 愛宕郡都市野村延日の民有山林1反6畝歩を国土保安のため伐木停止林に編入。【府令214号】

●12・11 民有林のうち伐木停止林に編入するものは間伐・下柴草刈取等すべて許可制となる。【府令214号、府庁文書 明30—56】

この年

▲北桑田郡平屋村野添の磯部清吉、明42までスギ・ヒノキ80町歩を造林。【府山林誌】

◆従来地方庁の管轄下におかれた官有林野はこの年末限り農商務省山林局直轄となる。《日本》

#### 明治31年

●11・4 与謝郡筒川村、山林保護の目的により区有山林の15カ年間の松樹伐採を禁止。【府農会報76】

#### 明治33年

●8・3 淀川流域内山林作業取締規則を制定。【府令71号】

#### 明治37年

▲1・— 北桑田郡会、郡有財産の増殖・植林事業奨励のため郡有林設置規程を制定。【北桑田郡誌 近代篇】

▲2・1 天田郡会、模範林および樹苗圃設置規程を制定。【府庁文書 明37—75】

▲7・12 樹苗圃奨励金交付規則制定。（郡または郡農会の設置する樹苗圃に奨励金を交付、樹苗圃の設置期間3カ年以上継続見込のものを対象に、とくにスギ・ヒノキ・カラマツを優遇）。【告示289号】

#### 明治39年

▲1・11 公有林野整理規程を定め、公有林野の造林を奨励。【訓令1号】

▲3・— 府叡山模範林苗圃を愛宕郡修学院村に創設（面積1町3反7畝）。【府写真帖】

この年

▲府、11カ年計画で府模範林植栽事業に着手。【府統計書 大7、府山林誌】

#### 明治40年

▲4・3 改正森林法公布（民有林を公有林に準じて国の林業経営方針に従わせる方向で、大山林所有者、伐出のために山林使用権をもつ木材商人の林業経営に便するための大改正。明41・1・1施行）。《日本》

この年

▲綴喜郡宇治田原村、公有山野植林造成保護規程を制定。【府山林誌】

▲農商務省山林局予算に植樹奨励費新設。《日本》

#### 明治41年

●4・— 府、森林の火入れに一定の方針を定め各警察署に通牒。【府山林誌】

#### 明治42年

★1・23 府立農林学校長鏡保之助、府山林会総会において「まぐさ山整理に就て」と題し講演（金肥施用・木材価格高騰により株山の存在は現状にあわず、不必要であると、株山の柴草に代りレンゲ栽培を奨励）。【府農会報199】

▲12・— 竹野郡、溝谷村等楽寺3町歩をスギ・ヒノキの郡模範林とし、以後毎年3町歩ずつ模範林を定める。【竹野郡誌】

この年

▲加佐郡、造林奨励規程を制定（造林事業費の7～10%を補助）。【府山林誌】

▲北桑田郡細野村の西谷市太郎、所有山林130町歩のうち70町歩にスギ・ヒノキ30万本を植栽。【府山林誌】

▲府山林会、樹苗品評会開催（以後毎年開かれ樹苗の改良発達をはかる）。【府誌 上】

#### 明治43年

▲6・17 公有林野造林補助規則を制定（大3・7・3規則改定）。【府令42号】

▲3・26 公有林野造林奨励規則公布（市町村有または町村組合有となった林野に優先的に適用され、部落有林野の整理統一を側面から推進）。《日本》

▲10・25 公有林野中の慣行採草地査定・部落有林野の市町村に統一などを訓令。【訓令48号】

#### 明治44年

★6・— 京都人造肥料会社を紀伊郡深草村に設立。【紀伊郡誌】

この年

●森林法改正されて火入制限強化。《日本》

#### 明治45年

★1・— 紀伊郡深草村の京都人造肥料㈱、製造を開始。【府農会報233】

▲4・4 府、林業奨励のため各郡・各農会において植樹を行なうものに対しその実行成績を調査し植樹奨励補助金を交付。【日出 4・5】

この年ごろ

★熊野郡では人造肥料の施用いちじるしくなる。【熊野郡誌】

---

取候儀ハ孰レモ土木司立会巡廻之節可及差図事

一 石々炭等之類ヲ掘出シ候節ハ予メ崩出スル土砂之防ギヲ付ケ其掘限リ候跡ハ修治嚴重ニ可整事

一 川添山々樹木ヲ截伐スル等旧制之通総テ官許ヲ経可申事

右之通郡中無洩相達スル者也

これにより、この布達は、新たな山地開拓において畑とするような所は、すべて四方に畔をつくり土砂の流出を防ぐこと、また古来官許を受けて開拓していた畑の類も、同様に土砂の流出を防ぐことなど、砂防が主な目的であったことがわかる。

また、表1中、明治5年2月（旧暦）の「村持山・私有林の濫伐を禁じ、小樹1反歩以上の洗伐は許可を要すると布達」という事項は、その記述からは森林伐採を制限したと読みとれるものではあるが、その記載内容は『京都府布令書』から下記の通りである。

村持并銘々持山之立木猥りに伐木いたし候よりして山荒れ土砂崩落溝川水理の妨げとなり又山に樹木少なきときハ水気を不保田畠早損の憂ひ不少候条以来目通り三尺廻り以上之立木を伐採候節は木品木数取調伺之上可請差図若無其儀密ニ致伐木候者有之ニおゐてハ咎方可申付事

但小樹たりとも壹反以上を採伐するに於てハ可伺出事

右之通当府管内江無洩相違るもの也

壬申二月

京都府

このように、この布令の背景には、村の共有林や個人の持山の立木が乱伐されることにより、山が荒れて土砂が崩落し、川や溝が埋もれたり、山に樹木が少ないことにより山に水分が保たれにくくなり、旱害が起りやすくなっていたということがある。こうして、目通り3尺廻り（目の高さの直径が約30cm）以上の樹木の伐採とともに、比較的小さな樹木であっても1反（約0.1ha）以上の面積の伐採について制限が加えられたのは、砂防が主たる目的であったことがわかる。

一方、明治13年1月の内務卿伊藤博文による京都府への文書は、表1の記載だけでも、それが砂防を目的としたものであることがわかるものであり、その全文は『京都府布令書』から下記の通りである。

淀川流域諸山土砂扞止之為諸作業取締方左之通相定候条自今右ニ照準可致此旨相達候事

明治十三年一月十九日 内務卿 伊藤博文

一 該流域諸山ニ於テ樹木ヲ伐採シ草根ヲ掘取シ石材ヲ切出シ其他採鉞開墾土取等ノ業ヲ作ス者ハ其業ヲ作ントスル日ヨリ六ヶ月前作業者ヨリ其ノ管庁（但官林山林局直轄ニ係ル者ハ該局ヲ以テ管庁トス以下倣之）へ伺出サシムヘシ

但已ニ作業中之分ハ直ニ届出サシムヘシ

右之通達有之候ニ付而者已ニ作業中之分来ル二月廿九日限可届出且昨十二年七月第三百八十三号

---

布達郡区長へ委任条件中第五条中民有山林原野ノ開墾及ヒノ十一字并第二拾五条削除候条此旨山城全国丹波国南桑田郡并北桑田郡ノ内第壹貳三四組船井郡之内第壹貳三四六組へ無洩相達スル者也

このように、本文書は、淀川流域において樹木伐採、草根堀取り、石材切出し等の諸作業をする予定の者は、その作業予定日より6ヶ月前に伺いを出すことなどを定めたものであり、淀川流域諸山の砂防が目的であった。

なお、表1中では、諸作業の中に「採草」という項目が入っているが、原文ではその項目はなく、それ近いものとしては「草根堀取」という項目がある。おそらく、『京都府百年の年表 3 農林水産編』の執筆者は、「草根堀取」を「採草」と誤って記述したものと考えられる。確かに、「草根堀取」は「採草」の一種かもしれないが、ふつう「採草」というのは地上部の草を刈り取ることであり、砂防にとってのインパクトは「草根堀取」に比べればかなり小さいと思われる。

ところで、問題となる「草根堀取」は明治期の他の行政文書にも散見されるものであるが、それがどのような草の根をどのような目的で掘り取るものであったかについては、それらの文書からは知ることはできない。その一般的に考えられる例としては、食用や薬用として、クズやワラビやヤマノイモなどの根を掘り取ることがあるが、かつて京都近郊では燃料不足のため、山の草まで燃料として利用していた地域もあること<sup>(10)</sup>から、草の根まで燃料として利用されていたところがあった可能性も否定できないように思われる。ちなみに、戦乱の続いたアフガニスタンでは、今でも燃料として小さな植物の根を掘って使っている人々<sup>(11)</sup>がいる。

なお、この文書では明記されていないが、明治18年8月には淀川流域山中で炭窯を造ることについて規制されている。それについては、京都府庁文書『山林要録』<sup>(12)</sup>(明治19年)に次のように記されている。

淀川流域諸山林諸作業ノ内山中炭竈築設之儀ハ往々砂害ヲ醸生ス事不尠ニ付向後伐木其他取締上成規ニ基キ一途ノ手順ニ御取扱相成候様……(以下略)……

明治十八年八月二十六日 淀川□□□出張所  
京都府御中

次に、表1中、明治15年9月6日の「淀川出張土木局、淀川流域草刈場は明文の有無にかかわらず草刈・採草を禁止」の事項は、同じく京都府庁文書『山林要録』(明治19年)から下記のような全文であることが確認できる。

淀川流域諸作業ノ内草刈取及落柴掻取ノ義ハ布達中明文無シヲ以テ村民注意ヲ要セス草刈取ト唱へ枝木萌芽ヲモ併セテ刈除シ又ハ猥ニ山地ノ肥料トナルベキ落柴ヲ掻取候向モ候処也来山林取締ノ趣旨タルヤ砂害ノ予防ニシテ前件其所業ハ小ナルニ似タレトモ是ヲ度々ニ視ルトキハ其害大ナルニ成ルベシ故ニ布達中明文有無ニ不抱禍害ヲ醸来スルヲ黙止スルニ忍ビズ付テハ当時当局出張員及御府員立会砂防工着手ノ所及ヒ近接村落ハ尤兀山多ク難□場合モ有之ニ付尔後実地ニ於テ当

局員ヨリ御招議ノ上改揃ヲ加へ度義モ有之候為此段予テ及御通志候也

淀川出張土木局

明治十五年九月六日

京都府御中

この文については、手書きの原文から一部正確に翻刻・解釈できない部分があるが、その大意は読み取ることができる。すなわち、ここで問題とされているのは、淀川流域で行われる諸作業のうち、草の刈り取りと落葉・落枝の掻き取り（落葉掻き）であり、それらは布達中に明文が無く、村人は草の刈り取りと言いながら樹木の枝や萌芽も一緒に刈り取ったり、また山地の肥料となる落葉を掻き取っているが、それらの作業は一見小さなことに見えるが、それが繰り返されればその害は大きなものとなり砂害を引き起こすことになるというものである。そして、はげ山の多い砂防工着手箇所とその近接村落ではそれらの作業を改善してゆきたいというものである。

もし、このような解釈でよければ、表1中の「淀川流域草刈場は……」という記載は、正しくは「淀川流域のうち砂防工着手箇所とその近接村落の草刈場は……」と記すべきと考えられる。また、「……草刈・採草を禁止」という部分は、「……草刈・落葉掻きを改善」とすべきと思われる。淀川流域全域か、限定された場所かでは、意味がかなり大きく異なる。また、採草と落葉掻きの意味の違いも大きい。

また、明治19年11月4日の「府、淀川流域内諸山において禁止事項を達す」は、同年10月11日付で内務大臣山県有朋から京都府などに出された文書を、少し変えて府令としたもので、その全文は下記の通りである。

淀川流域内諸山中内務省直轄砂防工事竣成之場所（農商務省直轄官林ハ除ク）ニ於テ左ノ所業ヲ禁止ス犯スモノハ違警罪ヲ以テ罰セラルヘシ

- 一 砂防ノ為メ新規植付ノ樹木ヲ拔取又ハ伐採スル事
- 一 砂防工事施行ノ場所ニ於テ土石ヲ掘取シ落葉ヲ掻き取り下柴草ヲ刈リ及牛馬ヲ飼養シ又ハ之ヲ其植樹ニ繋ク事
- 一 其他施設ノ工事ヲ毀損スヘキ諸般ノ所業

右布達ス

明治十九年十一月四日

《京都府布達要約》

ここでは、淀川流域内諸山中内務省直轄砂防工事竣成地において、砂防のために新たに植えた樹木の抜き取りと伐採、砂防工事施行場所での土石掘り取り、落葉の掻き取り、下柴草の刈り取り、牛馬の放牧など、禁止事項がかなり具体的に示されており、先に問題となっていた草の刈り取りと落葉の掻き取りについても明示されている。また、違反者は違警罪により罰せられるとして、厳しく対応する姿勢を示している。

なお、違警罪とは、フランス刑法の重罪・軽罪・違警罪という犯罪の分類にならい、1880年公



布の旧刑法第4編に定めた拘留・科料にあたる軽微な罪の総称である。<sup>(13)</sup>

以上のように、明治前期の京都府を含む淀川流域において、砂防は非常に重要なテーマであった。そのことに関して、大正初期に出された『京都府誌』<sup>(14)</sup>には次のように記されている。

徳川氏以来山野取締に関する施政稍宜しきを得、山相漸く回復を呈するに至りしも、幕末より明治初年に渡り再び荒廢を極め、砂害亦驚くべきものあり。府下木津川に在りては実に四十年間に二丈余を埋没せる箇所を生ずるに至れり。今之を例証せば、相楽郡加茂村大字北小字小谷より沿岸を笠置に出づる里道に石地蔵あり。該道路は明治初年の頃常水面より六尺余の高さにありて、当時其の処を乗馬にて通行せしもの尚其の石地蔵を仰ぎ視しに、現時石地蔵は水面と同位置にあり。又宇治川に在りては古建築物として有名なる平等院内の釣殿あり。其の附近一帯は最初堤防なく、釣殿より川に臨み花崗石の階段を造り、幅六尺、高約一尺のもの二十三段にして水面に達せりと云ふ。現在露出せるもの僅に四段にして、已に十九段、直高約十九尺を埋没せり。尚同所に堤防を築造せるは文政の初年にして、其の初め面高僅に三尺以内の小堤なりき。然るに明治維新後土砂流出の爲め川底を高むる事甚だしく、暴風雨に際会せば忽ち河水暴漲汎溢し沿岸の被害尠からざるを以て、十一年増築して直高一間以上となし、表張石工を施し其の後更に盛土嵩置を施工し、現在の堤防を形成せり。以て其の土砂堆積の甚だしきを証するに足るべし。

また、『淀川百年史』<sup>(15)</sup>には次のような記述も見られる。

幕末は世情の混乱で砂防工事どころではなく荒れるがままに放置され、明治新政府へと引きつがれた。明治3年(1870)になってようやく新政も軌道に乗った。政府は明治元年(1868)の大洪水対策として砂防工事を大々的に起こすこととなり、明治4年正月民部省達第2号で砂防法5箇条を示し同年2月木津川流域を手始めに淀川水源山地の調査及び対策事業に乗り出した。

これらの記述から、明治4年以降、大々的な砂防事業が展開されることになった背景には、幕末から明治初年の頃、世情の混乱により山地が非常に荒廢し、砂害がたいへん大きなものとなっていたこと、また明治元年(1868)の大洪水があったようである。なお、明治4年正月の民部省達第2号で示された砂防法5箇条は、先に取り上げた明治4年2月の京都府布達にある5箇条である。

ところで、ここで取り上げた二つの文献の記述では、幕末から明治初年の頃の混乱期に、山地がかなり荒廢したとされているが、その一方で『淀川百年史』には、大正15年12月に内務省大阪土木出張所が作成した「既設砂防工事調査書(自明治11年度至大正11年度)」の引用として、次のような桂川流域の砂害の歴史も示されている。

桂川左支七谷川(亀岡ノ北方)ノ如キハ天明年間(1781~88)ヨリ耕宅地ノ砂入トナルコト百余町歩ニ及フ、現今川原尻ノ地形タル周囲ニ堤防ヲ緯ラシー部落ハ正ニ一犬窟中ニアリ是レ等以テ砂害ノ甚大ナルヲ証スルモノナリ。山林荒廢ノ極降雨毎ニ砂害ヲ蒙リシコト往古ヨリ枚挙スルニ辺アラズ。被害ノ甚シキハ天和三年(1683)及宝曆六年(1756)ノ洪水ニハ船井郡ニテハ堤防破

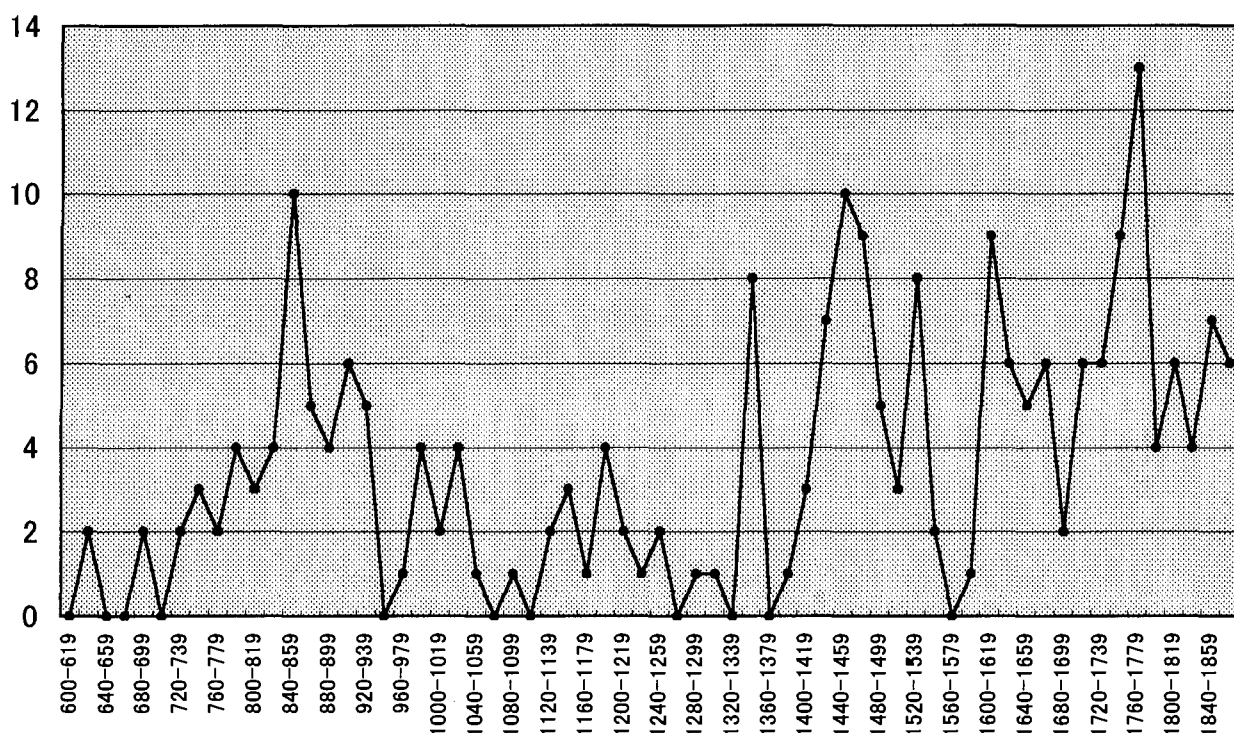


図1 西暦600年から1879年における淀川流域付近の20年ごとの洪水頻度  
〔淀川百年史〕の付録年表をもとに作成

壊田畑ノ害甚シカリシト、安永二年（1773）ノ洪水ニテ全郡ハ旧石高七拾石ノ田地ハ流埋セリト、弘化三年（1846）ノ洪水ニハ南桑田郡、船井郡ニ於テ人畜田園ノ被害甚シク耕地ノ流亡スルモノ六町歩余ナリト、又慶応二年八月ノ洪水ニハ葛野、乙訓、南桑田ノ各郡ニテハ堤防ノ破損数十ヶ所、人家三十余戸流失、田畑ノ流亡数十町歩収穫皆無ノ村々多カリシト云フ。

この調査書の記述からは、山地荒廃による砂害は、淀川支流の桂川流域では江戸初期以降多かったことがわかる。また、図1は『淀川百年史』の付録2にある「明治以前洪水年表」および「淀川百年年表」をもとにして作成したもので、淀川流域を中心とした地域において、西暦600年から1879年（明治12年）の間で20年ごとに発生した洪水の頻度の変遷を示している。

この図から、淀川流域では幕末から明治初期の頃の洪水頻度は、それ以前よりも特に大きいものではなく、江戸時代では最も初期の1600～19年、あるいは中期の1740～79年頃の方がずっと大きかったこと、また江戸時代よりも前の時代でも平安時代や室町時代の一時期なども幕末から明治初期の頃よりもだいたい洪水が頻度の大きい期間があったことがわかる。この洪水の頻度は、もちろん純粋な自然的要因による特別な大雨の頻度とも関係があるであろうが、一方でそれは間接的ながら、淀川流域における山地荒廃による砂害が、幕末よりも前から大きかったことを示唆するものでもある。これは、文献による日本の森林史研究の結果と矛盾するものではない<sup>(16)(17)</sup>。

これらのことから、明治4年以降に大々的な砂防事業が展開されることになったのは、幕末から明治初年の頃の混乱により一層目立った山地荒廃や明治元年の大水害がきっかけであったとしても、

基本的にはそれ以前も含めて長年にわたる淀川流域の山地荒廃による砂害の問題があったためと考えられる。

なお、明治6年に来日し、その後長く日本の砂防事業のために尽くしたオランダ人技師デレーケについて、『京都府誌』には次のような記述が見られる。これにより、明治14年頃の桂川流域における山地荒廃の激しさや、その後の日本の砂防のあり方にも影響を及ぼしたであろうデレーケの考え方の一端を知ることができる。

明治14年1月デレーケは木津川並に宇治川等の流域を調査し、桂川流域を遡上して丹波に入り、南桑田郡亀岡町に至るや満山兀秃として荒廃甚だしきを嘆し、途上樵夫に遇う毎に其の薪炭を熟視して山肌被覆に必需の樹木を濫伐せるを怒り、之を随行の使員に責むること恰も自己の所有物を掠奪せられたるの慨あり。吏員その人民の無智なるを説けども罵りて止まず、且つ沿途の人家戸前に柴薪積上げたるを見て頻りに嘆息す。吏員之を視聴するに堪えず、茶亭に休憩せしめ、急に農家に命じて、その積薪を他に移さしめたりと云ふ。以て山林荒廃の甚だしきと、デレーケが職務に熱誠なりし状知るに足るべし。

## 2 山野への火入れ制限・禁止に関する事項

表1で明治前期に多く見られる山地・山林保護に関する事項には、砂防とともに山野への火入れ制限・禁止がある。それは、明治6年(1873)9月29日付で京都府など2府4県に通達された「淀川水源砂防法」第一則の「淀川水源ニ関スル山ノ斜面者草木ヲ伐排シ或ハ之ヲ野焼シ又は之を堀削シ及開墾等ハ私有地ト雖モ一切之ヲ禁ス可シ」《淀川百年史》という一文に見られるように、砂防とも関係のある面もある。

一方、山野への火入れ制限・禁止について書かれた文書の原文を見れば、それはむしろ森林保護を目的とした場合が多かったことがわかる。たとえば、表1中で最初に山林野への火入れ制限に関する事項が現れる明治7年3月の布令もそうした趣旨のものである。その全文は『京都府布令書』から下記の通りである。

地方ニ寄火入杯ト唱へ茅野秣場等肥饒之タメ枯草ヲ焼候儀有之往々右ヨリ火勢蔓延官私山林へ焼込候儀不少不都合之次第候条以来右火入致シ候節者其都度区戸長へ為届出不取締之儀無之様管下村々へ嚴重可申付此旨布達候事

明治七年三月二日 内務卿 木戸孝允

右之通達有之候条管内無洩相達するもの也

明治七年三月 京都府知事 長谷信篤

このように、この布令は、内務卿木戸孝允名での通達を、京都府管内に達したもので、茅野や秣場などを維持するために枯れ草を冬季から春先にかけて燃やす野焼きが、しばしば官林や私有林の火災につながるため、火入れの際にはそれぞれの村の戸長へ届け出ることを強く求めたものである。

しかし、その布令にもかかわらず、無届けで火入れをする者があるため、明治13年7月12日の

布令では、火入れの際には所轄警察分署と戸長役場へ届出ることを定めている（下記『京都府布令書』より）。

人民所有山及ヒ茅野秣場等肥饒ノ為枯草ヲ焼キ候節ハ前以テ届出ツヘキ旨等明治七年三月当府第九十九号ヲ以テ及布達置候処兎角無届ニシテ火入スルモノ有之哉ニ相聞不都合之事ニ候条向後右火入致候節ハ所在官山林之遠近ニ拘ハラス其都度前以テ所轄警察分署及ヒ戸長役場へ届出不取締之儀無之様可致此旨更ニ管内無洩相違者也

明治十三年七月十二日

京都府知事 榎村正直

また、明治16年3月に制定された山林火入規則では、火入れの際の届け出だけではなく、いくつかの具体的な方法などを定めている。下記は、京都府庁文書『山林要録』（明治19年）に記されたその全文である。

#### 山林火入規則

第壹条 総テ山野ニ火入ヲ為サント欲スルトキハ其接続官林ハ官林監守人（監守人無之キ所ハ戸長役場）民林ハ所有者へ通告シ立会之上接続ノ部分ハ防火線ヲ作り猶又火入前遅クモ前日迄ニ所轄警察署戸長役場ハ勿論右官林監守人及所有者へ其旨申報シ然ル后之ヲ行フ可シ

第貳条 防火線ハ其土地ノ平坦傾斜及枯草ノ疎密ニ随テ広狭之別アリト雖トモ巾二間ヨリ狭カラサル柴草ヲ芟除シ落葉ヲ除去シ、火勢ヲ防退スルニ足ルヲ要ス

第三條 火入ヲナス者ハ火入中他へ延焼セサル様可致ハ勿論火氣全ク消尽スルニ至ル迄ハ該場所退ヲ許サス

第四條 官有山野等ニテ草刈取ノ許可ヲ得タル地ト雖トモ別段允可ヲ得サレハ擅ニ火入ヲ行フヲ許サス若シ許可ヲ得テ之ヲ行フトキハ前条々ニ由ルモノトス

第五條 前条々ニ乖クモノハ違警罪ニ拠リ罰セラルベシ

すなわち、その第1条では、山野に火入れをしようとするときは、官林が隣接している場合には官林監守人（監守人がいない所は戸長役場）、私有林が隣接している場合にはその所有者へ連絡し、それらの人々の立会の下に隣接部分は防火線を作ること、また火入れ前遅くともその前日までに所轄警察署と戸長役場はもちろん、官林監守人や山林所有者にもその旨を報告した後で火入れを行うことが定められている。また第2条では、防火線は土地の傾斜や枯れ草の疎密などにもよるが巾2間（約3.6m）よりも狭くならないように柴草を刈り除き、また落葉を除去して火の勢いを殺すに足るものである必要があるとされている。また第3条では、火入れをする者は火入れ中は他へ延焼しないようにすることはもちろん、火が全く消え尽きるまでその場所から立ち退いてはいけないとしている。また、第4条では、官有の山野などで草の刈り取り許可を得ている所であっても、特別に許可を得なければ火入れを行うことができないこと、また許可を得て火入れを行うときは第1条から第3条に従うことが定められている。また、第5条では、第1条から第4条に違反する者は違

警罪で罰せられるとされている。

この京都府の明治16年の規則に見られるように、京都府ではその頃から、火入れに対する規制がかなり強くなっていたことがわかる。その流れが明治後期には一層強くなっていたことが、下記の『京都府誌』の記述からもわかる。

府下原野は旧御料地を除くの外は、私有公有を問はず概ね荒廢に帰し、殆ど見るべきものなきに至りしは、一つは濫伐濫採の結果なるべきも、従来の慣行上年々火入を行ひしこと実に其の一大原因なるが如し。

本府は地方住民をして其の害毒の甚大なるを自覚せしめ、之が絶滅を計るの必要なるを認め、明治三十六年以来実地に就き或は講話講習等各種の機会を得る毎に説示し、追々其の減少を見るに至りしが、四十一年に至り一定の方針を定め、内務警察兩部長より各警察署長に次の依命通牒を為し、嚴重に之を取締らしむることゝなせり。

森林ノ火入ハ土地ノ生産力ヲ減少シ森林経営上不経済ナルノミナラズ、延テ国土保安上支障不尠候ニ付、之ガ取締ヲ嚴重ナラシムル必要有之候間、森林法第七十八条ニ依り、許可出願ノ場合、公有林ニアリテハ予メ郡長ヘ協議シ、其ノ他ノ山林ニアリテハ造林又ハ開墾ノ為メ已ムヲ得ザル場合ノ外、許可セザル事ニ御取計相成度、又原野ノ火入ハ原野火入取締規則ニ依り、郡長ノ許可ヲ受ケ警察署長ヘ届出ヅル義ニ有之候条、共ニ許可地域外ニ延焼スル処ナキ様取締相成度候。其ノ他森林火災ノ場合ハ応急ノ指揮ヲナスハ勿論、其ノ原因ハ最モ嚴重ニ調査ヲ遂ゲ相当手續ヲ為シ、其ノ状況報告相成度此段依命及通牒候也。

斯くて警察に於ては一層嚴重なる取締をなすに至りしを以て、殆ど火入をなすものなく、従て林野火災も著しく減少するに至れり。明治四十三年に至り政府も亦火入を禁止するの必要を認め、生産調査会に諮り、帝国議会の協賛を得、森林法を改正し特殊の場合を除くの外は絶対禁止の方針を取るに至りしかば、本府は従つて林野取締規則を改正し、造林地拵開墾及害虫駆除の場合の外絶対に之を禁止したり。乃ち益々取締を励行せる結果現今に在りては公有林野のみにて、約八万乃至十万町歩は天然を以て森林を造成し、相当の林相を呈するに至れり。

この記述は、明治16年に山林火入規則が發布された後でも、問題となるような火入れが一部見られたことを示唆するものでもあるが、森林法の改正により全国的に火入れに対する制限が強化される明治44年よりも前から、京都府では火入れに対する規制がかなり強くなっていたことを示しているものである。

### 3 植林に関する事項

火入れの制限・禁止は森林保護の目的が大きかったが、それはまた植林とも関わる面もあった。表1中、植林に関する事項が増えるのは明治後期であるが、明治前期にも一部その動きが見られる。下記の明治12年2月6日付の布達は、その早いものである（『京都府布令書』より）。

植林ノ義ハ方今ノ急務ニ付既ニ樹木ナキ官有ノ山野ハ官民部分ヲ以テ仕付方布達相成候程ノ場合ニ於テ人民私有地若クハ共有ニ係ル地処ノ内荏苒荒蕪ニ委スルカ如キモノ有之候テハ不相濟事ニヨリ今般人民適宜ノ部分ヲ立荒地仕付方別紙之通条例取設候条此旨相心得至急施行可致候事右之通管内無洩相達者也

明治十二年二月六日

京都府知事 植村正直

(別紙)

第壹条

各村人民ノ私有若クハ共有ニ係ル地ニシテ現状荒蕪ニ委シ所有主ニ於テ種樹ノ力ナキモノハ人民相互ニ貸借致シ地味相当ノ品ヲ植挿シ畢竟其利ノ幾分ヲ地主ニ与ヘ幾分ヲ仕付人ニ得ルノ方法ヲ以テ宜シク地力ヲ尽スヘキコトヲ要ス

但地味ニヨリ畑ニ致シ又ハ隣地ノ景況ニテ森林ニ嫌アルカ如キハ桑茶楮等適宜ニ仕付ヘシ

第貳条

戸長ハ先ツ第壹条ノ旨趣ヲ以テ全村人民ニ説明シ更ニ時日ヲト定シ伍頭等立会村内ノ荒地漏レナク点検シ所有主ニ対シ事故ヲ推問シ其見込アル者ハ速ニ着手セシメ若之ナキカ如キハ拳テ部分仕付地トスヘシ

(以下省略)

この文には一部正確な解釈が難しいところがあるが、その要旨は次のようなものであろうと思われる。すなわち、植林は急務の課題であり、私有地や共有地においても荒地となっているところは、それぞれの土地に合った樹種を植栽して土地を有効利用する必要があること、そのために戸長はそのことを全村民に説明するとともに村内の荒地を漏れなく点検し所有主に植林を促してゆくというものである。

明治後期に入ると、表1中の多くの植林関係の事項からも、スギ・ヒノキを中心とした植林が盛んになってきたことがわかる。次に示すのは、明治31年(1898)11月発行の『京都府農会報』第76号にあるもので、丹後における共有山の整理及び植林の奨励に関する記事である

丹後国は京都府管内最西北に位ひする僻遠の地にして山地多く田畑少く一面海に瀕するあるも漁業の利大ならず。従て国民の職業複雑にして農商に非されは農工を兼ね漁業者亦農工を兼ねるあり。斯の如くなれば有眼の士は彼の大面積にして荒廢せる植樹するは将来安全なる金庫たるを覺り夫れ々々計畫をなし今日にて芝草山と称て村民随意に出入せし者に向て規約を定め植樹の方法を講ずるあり。或は今將に講せんとする者あるに至れり

……(中略)……

与謝郡筒川村

明治二十八年三月二十六日規定

本村民にして一已又は共同にして村内山林原野一ヶ所へ苗木千本以上植栽する者へは苗木代の四

---

分の一 五千本以上は三分の一を補助す 但本人の請求に依り勸業委員実地の検分を遂げ村長と協議の上補助す

明治三十一年十一月四日規約

山林保護の目的を以て向ふ十五ヶ年を期し区有山林の松樹を伐採する事を禁止す

但止むを得ざる場所に限り管理者の許可を経たときは此の限りにあらず

此他熊野郡の如きは郡長の熱心と有識者の尽力に依り一郡挙て共有山野の整理に着手し丹後名物と云ふべき焼畑の如き今後大に減少する見込なりと云ふ

この記事から、京都府北部の丹後では、先見の明ある者が大面積に存在した荒地に植樹するのが将来的に有利であるとして、規約を定めるなどして植林を進めていったことがわかる。そのうち、与謝郡筒川村では、明治二十八年三月二十六日の規定として、村民が一人または共同で村内の山林原野に苗木を植栽する場合には、植樹本数により苗木代の四分の一から三分の一を補助するとした。また、熊野郡では郡を挙げて共有山野の整理に着手し、丹後名物とでも言うべき焼畑が大幅に減少する見込となっていた。

こうした村や郡を挙げての植林推進により、丹後では明治後期以降、植林が大幅に増えていったこと、またそれに反比例する形で、共有地に広く見られたススキ草原（荒地）や柴草地などが減少していったものと思われる。

なお、表1中において山地・山林保護の分類としたものには、明治前期では砂防に関するものが多かったが、明治後期においては植林に関するものが少くない。たとえば、次の明治29年2月19日の日出新聞に掲載された記事もその一つであり、村民が激昂した共有山林の下草伐採禁止の理由は共有山林の良材を保護するためであった。

#### ●村民村役場に迫る

一昨日午後一時頃酒気芬々たる一隊の農民無慮百三十余名丹波南桑田郡篠村役場に押寄せ戸障子器物類を手当たり次第打壊すなど乱暴狼藉を為すより同村駐在の巡査は直ちに出張して説諭を加ふるも暴民は耳にも入れず益々不穩の挙動あるにぞ亀岡警察署に急報し同署より警部巡査等出張の上懇々説諭したれば一同漸やく之に服して解散したるが……(中略)……激昂の原因を聞くに同村にては共有山林の良材を保護する為め今後村民をして下草を伐採せしめず村会の決議を経て公費に附することと為したるより細民等は忽ち日常の燃料に欠乏を告げ不平の余り斯る暴挙に及びしなりと云ふ

#### 4 複合的事項

以上で見てきたものの中にも、火入れに関する事項が砂防や植林と結び付いているものがあつたように、複数の事項と関わりのある複合的なものも少なくなかつた。ここでは、表1の記載からも明らかに複合的事項であるものを少し取り上げておきたい。

次の文書は『京都府布令書』にあるもので、明治13年12月15日に郡区役所あてに濫伐・野焼

きを禁じるとともに閑地の造林を奨励した文書の全文である。

山林ノ立木猥ニ伐木致サ、ル様壬申二月及布達置候処今般内務省ヨリ達ノ旨モ有之山林ノ儀ハ水陸生産ノ殖スル所国家經濟上最忽セニスヘカラサル所ニシテータヒ其制ヲ愆レハ山荒レ土砂崩落シ水理ノ害ヲ醸シ樹木少キトキハ田畑旱損ノ禍ヲ招キ之ヲ大ニシテハ全国殖産ノ道ヲ妨ケ之ヲ小ニシテハ一家需用ノ欠乏ヲ来スハ必然ナリ依テ山林在来ノ材料ヲ愛惜シ濫伐野焼ノ憂ヲ防クハ勿論ノ儀ニ付閑地等有之ニ於テハ樹木ヲ植栽シ山林ノ荒衰ヲ挽回候様一層注意可致事  
右之通管内無洩論達候也  
明治十三年十二月十五日 京都府知事 榎村正直

これは、明治5年2月の砂防を主たる目的とした布令と同様に砂防や水源涵養などのために、また産業発展や各民家の燃料確保のためにも、山林資源を大切にし濫伐や野焼きを防ぐとともに、使っていない土地があれば樹木を植栽して山林の荒衰を挽回するように一層の注意を促したもので、上記の砂防、火入れ、植林のすべての事項に関わるものである。

また、次に示す共有山林保護例（明治17年）は、共有山林における規約を作成することや山林管理体制を定めるとともに、樹木の伐採や植え付け、火入れのなどについて、その方法を定めたものである。

#### 共有山林保護例

- 第一条 共有山林（町村又ハ一部落ノ公有ニ係ルモノ）处在ノ町村ハ協議ノ上山林保護ニ必要ナル取締規約ヲ定メ当庁ノ認可ヲ得テ之レヲ施行スヘシ  
但各町村便宜連合スルモ妨ケナシ
- 第二条 共有山林处在ノ町村ハ山林保護係（勸業委員アル町村ニハ之レヲ兼務セシムルヲ要ス）又ハ山林監守人ヲ撰定シ取締ヲ為スヘシ
- 第三条 山林保護係又ハ監守人等ヲ撰定セハ必ス其人名及心得書ヲ当庁ヘ報告スヘシ
- 第四条 共有山林ヲ伐採セント欲スルトキハ着手以前必ス山林保護係又ハ監守人ヘ通知スヘシ
- 第五条 伐木ハ可成輪伐ヲ為スヘシ釋樹ヲ濫リニ伐採スヘカラス
- 第六条 伐木ノ年度ハ予シメ之レヲ定メ置クヘシ  
但愛護ノタメ洗伐スル分ハ此限ニ非ス
- 第七条 移植セシ杉檜林等ヲ伐採スルトキハ該地ニ適スル苗樹二倍以上ノ員数ヲ移植スヘシ  
但苗樹ノ種類ハ可成杉檜松檜類ノ類ヲ撰ムヘシ
- 第八条 自然生ノ松檜檜栗等ノ山林ヲ伐採スル際ハ勉メテ其内至良ノ種樹ヲ撰ミ残シ置クヘシ
- 第九条 共有ノ草刈場及秣場ハ毎年其町村ニ於テ予メ需要スル草量ヲ算定シ草刈場ト林区ト混同セサル様境界ヲ定メ置クヘシ
- 第十條 共有柴草刈取場ヲ以テ其儘立林ト為スモ植付セサル場合ニ於テハ差向キ鎌止メヲナシ成長セシメ予メ洗伐等ノ方法ヲ設ケ置クヘシ
- 第十壹條 共有草刈場ナルモ水源涵養土砂扞止風潮除ケ積雪止魚附場ノ如キケ処ハ可成速ニ取調



鎌止ヲ為シ若シクハ苗樹ヲ植付、保護ヲ加フヘシ

第拾貳条 前条ノケ処ニ於テ伐木セント欲スルトキハ前以テ山林保護係又ハ監守人ニ於テ検査ノ  
上  
当庁ノ許可ヲ受ケ之ヲ伐採スヘシ

第拾三条 共有山野ニ火入セント欲スルトキハ前以テ山林保護係又ハ監守人へ申出テ其承諾ヲ得  
テ火入スヘシ

第拾四条 火入ノ際ハ予メ防火線ヲ設ケ置クヘシ

但防火線ハ少クモ巾式間以上ノ柴草ヲ刈取り置クヲ要ス

第拾五条 火入中他へ延焼セサル様注意シ火気ノ消尽スルニ至ル迄必ス附添フヘシ

第拾六条 火入ハ晴天ニシテ風ナキ静穏ノ日ヲ撰ミ着手スヘシ若官林ニ接続スルケ処ハ兼テ達シ  
タル規則ニ従ヒ前以テ官林監守人へモ必ス報告スヘシ

《京都府布達要約》

このように、この条例では共有山林の規約作成やその管理体制を定めるとともに、樹木はみだりに伐採せず、なるべく輪伐をすべきであること（第5条）、樹木伐木の年度を前以て定め計画的に行うこと（第6条）、あるいは、杉檜林等人工林の伐採後における苗樹の樹種とその植え付け方（第7条）、天然の松檜樺栗等の山林を伐採する際には最もよい種樹を選んで残して置くこと（第8条）など、樹木の植え付けや伐採の方法を具体的に定めている。

一方、この条例には、共有の柴草刈場や秣場に関する条項が多い。そこでは、共有の草刈場及秣場については毎年必要とする草量を算定し、また草刈場と森林区域と混同しないように境界を定めておくこと（第9条）、共有柴草刈取場を植林せずに林にするときは、鎌止めをして成長させ、将来の伐採方法も予め考えておくこと（第10条）、共有草刈場であっても、水源涵養、砂防、防風、防潮、雪止、魚附場などの所はできるだけ速やかに取調べて鎌止めをするか植樹をすること（第11条）が定められている。また、共有山野に火入れをしようとするときには前以て山林保護係または監守人へ申出て承諾を得ること（第13条）、火入れの際には前以て幅2間以上の防火線をつくっておくこと（第14条）など、明治16年3月の山林火入規則とほぼ同様な火入れに関する定めも多い。これらの条項から、共有の柴草刈場や秣場を最小限の面積にしてゆき、森林を増やしてゆくこと、また火入れ制限により森林を保護してゆく姿勢を読み取ることができる。

## 5 社寺林関係事項

社寺の森林は、一般の森林とは異なる面もあるが、今回明治期における植生景観変化の背景を調べる過程で、それについての文書もいくつか見ることができた。まず、次に示すのは、明治15年9月15日付の布令である。それは『京都府百年の年表 3 農林水産編』にはない事項であるが、明治前期の社寺林に対する京都府の対応を知る上で興味深いものである。

社寺境内樹木ノ義ハ元来修繕等ノ為培植候モノニ無之候処近来多分ノ伐木願出数百年来ノ古木一朝地ヲ払ヒ遂ニ風致ヲ毀損スル向モ不少候条自今社ハ本殿拝殿寺ハ本堂庫裏等造修ノ為不得止モノニ限り風致木ヲ除クノ外目通り壺丈以下五尺以上ハ総数十分ノ一五尺以下一尺以上ハ同シク十

分ノ二以内壹尺以下ハ生立ノ為抜伐ニ限り別紙ノ廉々取調可願出右其区郡内社寺へ告示可致此旨  
相達候事

(別紙)

- 一 造修ノ旨趣並ニ仕様書ノコト
- 一 境内官有地又ハ民有地ノ別
- 一 同寸尺樹木ノ総数
- 一 伐採スヘキ樹木ノ位置

《京都府布達要約》

このように、この文書では、当時社寺境内の樹木の伐採が多く、樹齢数百年の古木も一朝にして消え、風致を損なうことが少なくないため、今後社寺の造修のためやむを得ない場合に限り、風致木を除き目通り周囲1丈以下5尺以上（直径約1m以下約50cm以上）は総数の10分の1以内、同5尺以下1尺以上（直径約50cm以下約10cm以上）は5分の1以内、同1尺以下（直径約10cm以下）については抜き伐りに限って樹木の伐採を願い出ることができるとしている。ただし、造修の目的、樹木の大きさと数、伐採予定の樹木の位置などを添えて提出する必要がある。

また、明治18年3月には、明治15年のものを少し改める形で、次のような社寺境内木竹伐採心得が出されている（『京都府布令書』より）。

社寺境内立木竹ノ義ハ妄リニ伐採スヘキモノニ無之候得共不得止伐採願出候節ハ詳細其事情ヲ具シ自今別紙之通取調可差出此旨布達候事

明治一八年三月二日 京都府知事 北垣国道

(別紙)

社寺境内木竹伐採心得

- 一 社寺境内（官民有地）木竹ヲ分テ左ノ四類トス
  - 第一類 木竹（目通寸尺ニ不拘渾テ境内風致ニ関スルモノ及目通壹丈廻以上ノ樹木）
  - 第二類 木（目通壹丈廻以下五尺廻以上） 竹（目通壹尺廻以上）
  - 第三類 木（目通五尺廻以下壹尺廻以上） 竹（目通壹尺廻以下三寸廻以上）
  - 第四類 木（目通壹尺廻未満） 竹（目通三寸廻未満）
- 一 第一類ハ渾テ伐採ヲ許サス第四類ハ生立ノ為抜伐ノ外伐採ヲ許サ、ルモノトス
  - 但第一類風致ニ属スル竹林及第四類ノ樹木ニシテ其木竹育生ノ為透伐ヲ要スルトキハ其理由ヲ明記シ左ノ雛形ニ拠リ内書ニ其抜伐ヲ要スル員数ヲ掲クヘシ
- 一 第二類第三類以下ノ立木竹伐採ヲ要スルトキハ現境内総図建物及伐採ヲ要スル木竹ノ位置等精細ナル図面ヲ添へ願出ヘシ
  - 但伐木願ノトキハ立竹ヲ取調ニ不及伐竹願ノ節ハ立木ハ掲クルヲ不要
- 一 社堂造修ノ為伐採ヲ願出ルトキハ其目論見仕様書ヲ付スヘシ
  - 但社堂造修トハ社ハ本殿拜殿等寺ハ本堂庫裏等ニ限ルヘシ

---

(雛形略)

このように、明治前期に、社寺の森林の伐採による風致の問題から、それに対してかなり厳しい制限が加えられた。これは、その後の社寺林あるいは社寺周辺林の林相変化などにつながっていたことが考えられる。

## むすび

以上のことをまとめると、おおよそ次のようになる。すなわち、明治期における京都府内の植生景観変化の背景にあった主なものとして、砂防事業の推進、山野への火入れ制限・禁止、植林の推進などがあった。そのうち、砂防の推進については、少なくとも江戸初期以来長年にわたる淀川流域における山地荒廃とそれに伴う砂害の問題に対処するため、明治4年以降に大々的な砂防事業が展開されることになった。砂防については、京都府内では特に明治前期を中心にその関係の布令が多く出され、樹木の伐採や採草のなどに制限が加えられた。また、特に山地荒廃の目立つところではそれらの作業が禁止された。このような砂防関係の動きは、その後のはげ山の減少や、山地の植生量の増大、樹木の高木化などにつながっていったものと考えられる。

一方、やはり明治初期からなされた山野への火入れ制限・禁止も砂防と関連があった面もあるが、それはむしろ森林の保護や拡大を目的とした場合が多かった。京都府内では明治10年代より、火入れに対する規制がかなり強くなっていたことがわかるが、その流れは明治後期には一層強いものとなった。この火入れ制限・禁止は、それにより既存の森林の保護にもつながったが、それは採草地などとして存在した草原の減少、またその一方で森林の拡大にもつながっていったものと考えられる。

また、明治初期より植林の奨励がなされたが、それは山野への火入れ制限・禁止などで支えられることにより、明治後期にはしだいに盛んになっていった。そうした植林により、特にスギとヒノキを中心とした人工林がしだいに増えていくとともに、その一方でススキ草原や柴草地などが減少していったものと思われる。

また、社寺林では、風致的な観点から、明治前期より森林の伐採に対してかなり厳しい制限が加えられた。これにより、社寺林あるいは社寺周辺林の林相などにその後変化が起こったことが考えられる。

このように、京都府の行政文書を中心とした明治期の文献から、その時代の植生景観変化の背景にあったものがかなり見えてくる。しかし、たとえば明治以降、京都府内の砂防は比較的順調に進み、今ではかつては珍しくなかったはげ山もほとんど見ることはできないが、砂防は江戸時代においても幕府の大きな関心事であり、さまざまな試みがなされてきた。それが明治以降比較的順調に進んだ背景には、技術的なものだけでなく資源や交通をめぐる状況の変化など、近代化に伴う様々な変化の影響があったものと考えられる。今回は、それらについての検討はできなかったが、今後そうしたことについても考えてゆきたい。

---

註

---

- (1)——原田洋・磯谷達宏(2000)『マツとシイ』岩波書店。
- (2)——氷見山幸夫[ほか]編(1995)『アトラス：日本列島の環境変化』朝倉書店。
- (3)——小椋純一(1996)『植生からよむ日本人のくらし』雄山閣。
- (4)——小椋純一(1992)『絵図から読み解く人と景観の歴史』雄山閣。
- (5)——上記註(3)・(4)。
- (6)——上記註(4)。
- (7)——京都府立総合資料館編(1970)『京都府百年の年表 3 農林水産編』京都府。
- (8)——京都府立総合資料館蔵。明治元年から明治19年までのものがある。
- (9)——京都府立総合資料館蔵。
- (10)——京都市左京区岩倉木野町における口伝。
- (11)——毎日新聞2002年1月22日夕刊(大阪本社版)。
- (12)——京都府立総合資料館蔵。
- (13)——平凡社編(1992)『世界大百科事典 CD-ROM版』平凡社。
- (14)——京都府(1915)『京都府誌』京都府。
- (15)——建設省近畿地方建設局編(1974)『淀川百年史』建設省近畿地方建設局。
- (16)——千葉徳爾(1991)『増補改訂 はげ山の研究』そしえて。
- (17)——コンラッド・タットマン(1998)『日本人はどのように森をつくってきたか』築地書館。

(京都精華大学人文学部, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2001年12月1日受理, 2002年10月4日審査終了)

---

## The Background of the Changes of Vegetation in the Meiji Era in Kyoto Prefecture

OGURA Jun-ichi

Vegetation of Japan has greatly changed since the beginning of the historical era. Ways of managing it by man have been generally the biggest factors to change vegetation. For example, plantations of *Cryptomeria japonica* and *Chamaecyparis obtusa* expanded rapidly after World War II, while the number of *Pinus densiflora* have been greatly decreased during last 30 to 40 years. Other than such changes of wood species, the appearance of woods used for long time by man has changed greatly: the trees of woods have generally become bigger and higher. The great decrease of grassland during the last century is another feature. The background of the changes of vegetation in the Meiji era in Kyoto Prefecture was studied in this paper by reading papers of the era and relating materials. Remarkable changes of vegetation seem to have started in the era.

Consequently, erosion control, restriction and prohibition of fire to hills and mountains, afforestation were the main background of the changes of vegetation in Kyoto prefecture in the era: erosion control effort started in 1871 and felling of trees or taking grass were restricted or prohibited, restriction and prohibition of fire to hills and mountains also became stricter in the early Meiji era to protect forests and to promote afforestation, and afforestation increased gradually supported by the fire restriction and other political acts in the second half of the Meiji era.

It seems that those factors made it possible the great changes of vegetation in Kyoto prefecture since the Meiji era: naked hills and mountains have almost disappeared in Yodo river valley; grassland and shrub-land in the rural areas also have almost disappeared; plantations of *Cryptomeria japonica* and *Chamaecyparis obtusa* have increased remarkably; trees of woods and forests have become bigger and higher.